

現場説明書

一般的事項 1

平成27年 4 月 1 日改正

1 仕様書の適用について

この契約において適用する仕様書は、特に定めのない限り「鳥取県土木工事共通仕様書」（平成24年 1 月 24 日付第201100158002号県土整備部長通知）とする。

2 法令等の遵守について

- (1) 建設業法、労働安全衛生法等の各種関連法令及び鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（平成27年 3 月 19 日付第201400194303号県土整備部長通知。以下「適正化指針」という。）を遵守し、法令及び適正化指針に抵触する行為は行わないこと。
- (2) 建設業からの暴力団排除の徹底について
 - 1) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年 3 月鳥取県条例第 3 号）に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。
 - 2) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - 3) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。
- (3) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。

3 下請関係の適正化について

- (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は適正化指針及び「建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱」（平成26年10月 3 日付第201400102617号県土整備部長通知）の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、適正な価格による下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立及び下請における雇用管理等の指導等に努めること。
- (2) 「鳥取県低入基準価格及び最低制限価格設定要領」（平成19年 8 月 15 日付第200700071998号県土整備部長通知）第 5 条に規定する低入基準価格を下回る金額でその工事を落札した受注者（共同企業体として落札した場合にあっては、そのすべての構成員とする。）は、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から20日以内に発注者へ提出しなければならない。
- (3) 工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県内業者（県内に本店を有する者をいう。以下同じ。）と契約すること。ただし、技術的に対応できる県内業者がない業務を委託する場合、又は県内業者で対応できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、監督員に事前協議して県外業者と契約することができる。
- (4) この契約に係る工事の適正な施工体制を確保するため、受注者は、「鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領」（平成16年 3 月 11 日付管第2313号鳥取県県土整備部長通知）に基づく調査その他県の行う調査に協力すること。
また、受注者は下請業者を使用する場合に当たっては、当該下請業者に対し当該調査に協力するよう指導すること。
- (5) 建設業退職金共済制度への加入等
 - 1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に参加することができないと認められる場合は、この限りでない。
 - 2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
 - 3) 受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

4 労働安全衛生の確保について

労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」（平成23年9月30日付第201100099979号県土整備部長通知）に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。

5 建設資機材の使用について

- (1) 工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」（平成22年1月20日付第200900157785号県土整備部長通知）に基づくリサイクル製品がある場合は、原則これを使用すること。
- (2) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
 - 1) 県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。
 - 2) 県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。
- (3) 建設機械の使用について
 - 1) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。
 - 2) 工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）又は建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。
また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。
- (4) ダンプトラック等による運搬について
 - 1) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。
 - 2) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにするなど違法運行を行わせないようにすること。違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 工事請負代金額500万円以上の工事については、工事完了後に鳥取県資材集計システム（<http://db.pref.tottori.jp/ShizaiSyukei.nsf/>）の登録を行い、監督員に承認を得ること。

6 リサイクルの促進について

建設リサイクル法、「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」（平成22年9月13日付第201000087971号県土整備部長通知）に基づき建設副産物のリサイクル等に努めること。

7 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

現場説明書

特記事項 1

平成27年10月20日改正

仕様書	①平成28年4月1日時点で最新の仕様書によること。 仕様書の改定状況はhttp://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45147を参照すること。
工程	①（他工事等との調整） 本工事 については、 <u>帽子取地区建設発生土処分場造成工事（H26）</u> と関連するので相互の連絡調整を密にすること。 ②（部分完成、着工保留） _____ については、 _____ まで _____ （すること、しないこと）。 ③（施工時間） _____ 本工事の施工時間帯は、昼間施工（8：00～17：00）を見込んでいる。 _____ の施工時間は、 _____：_____ ～ _____：_____ とする。 ④（施工時期選択制度） _____ この工事には、施工時期選択制度を適用する。工事完成期限は _____ 年 _____ 月 _____ 日までとし、実工事期間は _____ 日間とする。 なお、契約締結日から着工日前日までの間に資材の搬入、仮設物の設置等の工事の着手を行ってはならない。 ⑤（鋼材の調達の遅れによる工期の延長） _____ この工事の工期には、鋼材調達期間として、 _____ ヶ月を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
用地関係	①（用地、物件等未処理） 本工事区間の _____ には _____ があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 なお、 _____ 頃 _____ の予定である。
支障物件	①（埋設物等の事前調査） 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・調査済み〕である。 ②（支障物件） _____ の施工に当って、 _____ が支障となっているが、 _____ までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。 ③（立木の置き場所） _____ 工事用地内の立木は伐採し、 _____ に置くこと。
公害対策	①（低騒音型・低振動型建設機械） _____ 本工事のうち施工箇所： _____ については、特に生活環境を保全する必要があるので、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 該当工種： _____ 、施工機械： _____
安全対策	①（交通安全施設等） 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。 なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 交通誘導員A _____ 人（交替要員〔有り・無し〕） _____ 日 合計 _____ 人 交通誘導員B _____ 人（交替要員〔有り・無し〕） _____ 日 合計 _____ 人 警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。 交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。

現場説明書

特記事項 2

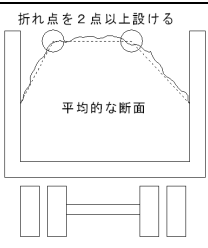
濁水処理	①（濁水処理） 工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。 なお、これにより難い場合は別途協議すること。
建設副産物の処理	【建設発生土（処理）】 ①（他工事等流用） 建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ 工事現場に運搬（片道運搬距離 _____ km）するものとする。 ②（建設技術センター） 建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離 _____ km）するものとする。なお、処理費として 1 m³ 当り _____ 円をセンターに支払うこと。 センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状 （記載例）砂質土、コーン指数 300kN/m²以上 ） ③（民間残土受入地） 建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ に運搬（片道運搬距離 _____ km）するものとする。なお、処理費として 1 m³ 当り _____ 円を _____ に支払うこと。 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状 （記載例）砂質土、コーン指数 300kN/m²以上 ） 【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】 ④（分別解体等） コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。 コンクリート塊 1 m³ 当り _____ 円 アスファルト塊 1 m³ 当り _____ 円 建設発生木材 1 m³ 当り _____ 円 ⑤（他工事等流用） [Co雑割材・ _____] は、 _____ 市・町・村 _____ 地内 _____ 工事で使用するものとする。 ⑥（再資源化施設へ搬出） コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。 再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。 なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。 （施設の名称・受入れ費用） コンクリート塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ （運搬距離 _____ km）、費用 1 t 当り _____ 円 アスファルト塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ （運搬距離 _____ km）、費用 1 t 当り _____ 円 建設発生木材 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ （運搬距離 _____ km）、費用 1 t 当り _____ 円 その他（ _____ ） _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ （運搬距離 _____ km）、費用 1 t 当り _____ 円 （受入れ時間帯） 8 時～ 17 時（平日） （受入れ条件） ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は 500mm 以下であること。 ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 _____ cm 以下、長さ _____ m 以下であること。 エ 2 次公害発生の恐れのある物質（廃油等）を含まないこと。 ⑦（木材市場等へ売却） 建設発生木材は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ への搬出（片道運搬距離 _____ km）を想定し _____ 円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。 ⑧（最終処理等） _____ については、 _____ 市・町・村 _____ 地内の産業廃棄物処理場への搬出（片道運搬距離 _____ km）を想定し、その費用として 1 t 当り _____ 円を見込んでいる。 これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。 ⑨（産業廃棄物の処理に係る税） _____ 産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、 _____ 円見込んでいる。

現場説明書

特記事項 3

⑩（建設発生木材の出来形数量）

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工 種	項 目	規 格	摘 要
建設発生木材 運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。 また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。 ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。	 折れ点を2点以上設ける 平均的な断面
建設発生木材 搬出量	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

⑪（マニフェスト）

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要。

①（建設発生土の使用）

_____ 工事から〔当該工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、
使用箇所：_____ に使用する。

②（再生資材の使用）

- Co雑割材は、_____ 工事から運搬し、使用箇所：_____ に使用する。
- アスファルト・コンクリート切削殻等は、_____ 工事から運搬し、使用箇所：_____ に使用する。
- ・再生クラッシャーラン〔規格：_____ 〕は、使用箇所：_____ に使用する。
・再生コンクリート砂〔規格：RS-_____ 〕は、使用箇所：_____ に使用する。
- 再生加熱アスファルト混合物〔規格：_____ 〕は、使用箇所：_____ に使用する。
- その他再生資材〔資材名：_____ 〕〔規格：_____ 〕は、使用箇所：_____ に使用する。

①（敷鉄板の計上）

造成区域内の残土搬入路に敷鉄板を計上している。前工事からの敷鉄板N=100枚を引継ぎ使用し、新たにN=60枚(270m²)の設置を計画している。（追加60枚の予定箇所は、造成測点N019奥側に60枚を予定。なお、このN019奥部の60枚(270m²)は谷筋ごとに1回転用する。）工事完了後には造成地奥側の造成面が仕上がるため、N=60枚は撤去、N=100枚は次の造成工事に引継ぐ計画としている。

仮
設
備

①（自社施工）

本工事においては、_____ 工（_____ 工を除く）のうち少なくとも_____ 千円までの部分は、鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領（平成22年7月12日付第201000057710号県土整備部長通知）に定めるところにより自社施工しなければならない。

②（工事名称）

工事標示板に記載する名称は、契約工事名とする。
なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。

③（景観評価）

- 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である・ではない〕。
- 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。

そ
の
他

現場説明書

特記事項 4

その他の

④—(工事成績評定)—

(維持工事に適用) 本工事は、工事評定要領第 2 条イの鳥取県の管理する道路・河川・湖沼・港湾を維持し、修繕し、又は管理(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)第 2 条第 2 項に規定する災害復旧事業として行われるものを除く。)する工事(年間を通じて行う維持管理、港湾浚渫、河川掘削、伐開、塵芥処理)に〔該当する・該当しない〕ため、工事評定の〔対象とする・対象としない〕。

(災害復旧工事に適用) 本工事は、工事評定要領第 2 条ウの災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事に〔該当する・該当しない〕ため、工事評定の〔対象とする・対象としない〕。

(機器の納品、部品取替等工事に適用) 本工事は、工事評定要領第 2 条エの機器の納品、部品取替等(融雪施設点検補修、道路照明灯点検補修、標識灯設置工事等)の工事に〔該当する・該当しない〕ため、工事評定の〔対象とする・対象としない〕。

(工事目的物の設置を伴わない工事に適用) 本工事は、工事評定要領第 2 条オの工事目的物の設置を伴わない(旧橋撤去、残土撤去、運搬工等)の工事に〔該当する・該当しない〕ため、工事評定の〔対象とする・対象としない〕。

⑤(監督体制)

本工事は監督体制は(一般・重点)監督とする。
重点監督の工種は _____ とし、その他の工種は一般監督とする。
なお、鳥取県建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。

⑥—(三者協議)—

本工事は、(対象工事の区分を記載) _____ 工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。(重点監督工事等に適用)

⑦—(技能士常駐)—

本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。

1) 技能士種別: _____ 技能士 _____、該当工種: _____ 工 _____、仕様書根拠: _____ 1 _____ 頁
2) 技能士種別: _____ 技能士 _____、該当工種: _____ 工 _____、仕様書根拠: _____ 1 _____ 頁
3) 技能士種別: _____ 技能士 _____、該当工種: _____ 工 _____、仕様書根拠: _____ 1 _____ 頁

⑧—(電子納品)—

受注者が電子納品の適用を希望する場合は、監督員と協議の上、電子納品対象工事とすることができる。この場合、「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」(以下「電子納品等ガイドライン」)に従い適正に納品すること。

⑨—(情報共有システム)—

受注者が情報共有システムの利用を希望する場合は、監督員と協議の上、情報共有システムを利用することができる。
実施する場合においては、電子納品等ガイドラインに従い、適正に実施すること。

⑩—(寒中コンクリート)—

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」(平成 23 年 12 月 7 日付第 201100123529 号県土整備部長通知)に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。

⑪—(杭工事の施工管理)—

杭工事については、毎日の作業完了後、元請業者から発注者に作業状況の報告をすること。報告は別紙様式によるものとする。(電子メール及びファクシミリ可)
杭工事の施工期間中は、全工程において、元請業者、杭工事専門業者及び杭工事に関連する下請業者が立ち会うこと。
杭の施工記録は原本を提出すること。施工記録が損傷するなど原本が提出できない場合は、理由書を作成し、監督員立ち会いのもと当該施工部分について検証を行うこと。

みんなで、適切な賃金水準を確保！ 社会保険等への加入を徹底！

まじめに働く職人が報われるために



【現状と課題】

- ◆ 近年、建設投資の大幅な減少に伴う競争激化のしわ寄せが、労働者の賃金低下をもたらし、若年入職者が大きく減少
- ◆ 今、適切な対策を講じなければ、将来の建設産業の存続が危惧される状況

適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入徹底により、就労環境を改善し、若年者の入職が進むような職場とする必要があります。

- ◆ 適切な賃金水準の確保、社会保険等への加入徹底の観点から、本県では公共工事設計労務単価を平成25年4月に約11.8%、平成26年2月には約6.6%、また、平成27年2月には約3.5%引き上げ、平成24年度に比べ約23.7%の上昇となりました。

技能労働者への適切な水準の賃金支払

- 適切な価格での下請契約を締結しましょう
- 技能労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請しましょう
- 雇用する技能労働者の賃金水準を上げましょう

社会保険等への加入徹底

- 法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ下請契約を締結しましょう
- 労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、社会保険に加入させましょう

元請による下請への指導（社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン）

- 周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導(2次以下を含む。)
- 遅くとも平成29年度以降は、未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき
- 新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、加入が確認できない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき

 社会保険適用除外者(従業員が4人以下の個人事業主や一人親方)や適切な保険に加入している作業員に対して、誤って社会保険等の加入を強制することのないように注意が必要

請負契約における法定福利費の確保（標準見積書の活用）

元請

- 発注者に対し法定福利費を含む金額による契約締結を求めましょう
- 専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提示を求めるとともに、提示された場合、これを尊重しましょう

下請

- 法定福利費が内訳明示された見積書を活用等して、元請に見積提出しましょう



公共工事設計労務単価（主要 10 職種）変動率

鳥取県の公共工事設計労務単価は、全職種平均で平成 25 年 1 1. 8 %、平成 26 年 2 月に 6. 6 %、平成 27 年 2 月に 3. 5 % 引き上げられ、平成 24 年度に比べ約 23. 7 % の上昇となりました。主要 10 職種の引き上げ率は下表のとおりです。

職 種	単 価（円）			
	H24.4	対 H24.4 比 H25.4	対 H25.4 比 H26.2	対 H26.2 比 H27.2
特殊作業員	13,800	10.9% 15,300	3.9% 15,900	1.3% 16,100
普通作業員	10,800	11.1% 12,000	4.2% 12,500	1.6% 12,700
軽作業員	9,500	14.7% 10,900	3.7% 11,300	0.9% 11,400
とび工	15,000	12.0% 16,800	7.1% 18,000	5.0% 18,900
鉄筋工	14,900	12.1% 16,700	7.2% 17,900	5.0% 18,800
運転手（特殊）	12,900	10.9% 14,300	3.5% 14,800	1.4% 15,000
運転手（一般）	11,100	10.8% 12,300	4.9% 12,900	1.6% 13,100
型わく工	14,600	12.3% 16,400	7.3% 17,600	5.1% 18,500
大工	14,900	12.1% 16,700	7.2% 17,900	5.0% 18,800
左官	14,200	12.0% 15,900	7.5% 17,100	5.3% 18,000

【公共工事設計労務単価とは？】

- ・公共工事の予定価格の算出に用いる積算用の単価で、作業員やとび工など技能労働者 51 職種について定めています。
- ・各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働（所定時間内）に対する単価で、時間外等の割増賃金や作業内容を超えた特殊な労働に対する賃金は含まれていません。
- ・労務単価の内訳は次のとおりです。

労務単価 = 1. 基本給相当額 + 2. 基準内手当 + 3. 臨時の給与 + 4. 実物給与

1. 基本給相当額 基本給（法定福利費本人負担分相当額を含む。）及び出来高給
2. 基準内手当 家族手当、通勤手当、住宅手当、技能手当など
3. 臨時の給与 賞与（ボーナス）など
4. 実物給与 通勤定期や食事の支給など

注：法定福利費事業主負担分は、現場管理費に計上されています（労務単価には、法定福利費事業主負担分は含まれていません。）。

- ・新しい労務単価は、労務費調査により賃金の支払い実態を把握し、その結果を基に決定します。よって、**労務単価が適切な水準に維持されるためには、末端の下請企業の技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる水準の賃金が適切に支払われることが重要となります。**

【例】普通作業員（12,700 円／日、20 日／月勤務）の場合

月当たり 12,700 (円/日) × 20 (日) = 254,000 円となり、これは上記枠内の 1. ～ 4. に
より算定した年収（3,048 千円）を 12 ヶ月で除したものに相当し、法定福利費（雇用
保険、医療保険及び年金保険）の本人負担相当額（約 15 %）が含まれています。

公共工事設計労務単価と法定福利費

－ 適正な金額での下請契約のために －

公共工事設計に計上されている各工種の労務費及び諸経費（現場管理費）には、法定福利費が含まれています。下請契約にあたっては、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ金額で締結してください。

また、労働者に法定福利費相当額を含んだ賃金を支払い、社会保険等への加入を徹底しましょう。
なお、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）の算出にあたっては、下記を参考にしてください。

代表的な専門工種の労務に係る法定福利費相当額の算定例（H27. 2. 10 時点）

■標準単価（公共工事設計標準歩掛及び労務単価による）

各工種の標準的な積算条件による単価は以下のとおり（直接工事費原価ベース）ですが、詳細な積算条件等は、公表設計書をご覧ください。

工種名	規格	単位	標準単価		
				労務費	器具及び諸雑費
鉄筋工 ※ 1	D10～D51	t	55,000 円 (100.0%)	53,570 円 (97.4%)	1,430 円 (2.6%)
足場工	手摺先行型 足場	掛㎡	2,885 円 (100.0%)	1,604 円 (55.1%)	1,281 円 (44.9%)
型枠工 ※ 2	鉄筋・無筋 構造物	㎡	5,848 円 (100.0%)	4,755 円 (81.3%)	1,093 円 (18.7%)

※ 1 鉄筋工の値は、鉄筋材料費を含まず、また市場単価のため、H 4 歩掛の構成比率から算定。

※ 2 型枠工の値は、施工パッケージのため、構成比から法定福利費の対象となる労務費を算定。

詳細な内訳は、下記ホームページを参照してください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/tekiseishitauke/>

注）下請金額には、上記の標準単価の他に、運搬費、会社経費等の諸経費の計上が必要です。

■法定福利経費の算出

	①標準単価 (直接工事費原価)	②うち労務費		③事業主負担分 法定福利費 (現場管理費分に計上)
			うち労働者負担分 法定福利費	
鉄筋工	55,000 円/ t	53,570 円/ t	8,136 円/ t	9,314 円/ t
足場工	2,885 円/掛㎡	1,604 円/掛㎡	244 円/掛㎡	279 円/掛㎡
型枠工	5,848 円/㎡	4,755 円/㎡	722 円/㎡	827 円/㎡

◎労働者負担分の算定式 労務費×151.87÷1,000

◎事業主負担分の算定式 労務費×173.87÷1,000

※H26. 10. 1 時点の率

●元請から下請事業主に支払われる部分 ⇒①(単価)＋③(事業主負担分法定福利費)

●下請事業主から下請労働者に支払われる部分 ⇒②(労務費)

※労務費に労働者負担分法定福利費を含む

鳥取県県土整備部技術企画課